

臨時特別給付金

医療費助成

凡例 日時 場所・会場 対象 内容 講師 定員 費用 申込方法 持ち物 問い合わせ先 HP ホームページ 検索 ページ番号 検索 フォックス メール 託児あり 主催 共催 注意事項

住民税非課税世帯などへ 臨時特別給付金を支給しています

給付額
1世帯当たり
10万円

制度に関する
お問い合わせ

内閣府住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金コールセンター
☎(0120)526-145 午前9時～午後8時(土・日曜日、祝日を除く)

手続きに関する
お問い合わせ

国分寺市臨時特別給付金コールセンター
☎(042)325-0263 午前8時30分～午後5時(土・日曜日、祝日を除く)

給付対象となる世帯 既に本給付金を受給した世帯への再給付はありません ①②の重複受給不可

①住民税均等割非課税世帯

給付対象に追加

基準日時点で市に住民登録があり、世帯全員の令和3年度分または令和4年度分の住民税均等割が非課税である世帯

基準日 令和3年度＝令和3年12月10日／令和4年度＝令和4年6月1日

②家計急変世帯

対象期間が変更

申請日時点で市に住民登録があり、令和4年1月以降に、新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、世帯全員のそれぞれの年収見込額が、住民税均等割非課税相当(右表参照)となった世帯

住民税均等割非課税相当額 参考表

扶養している親族の状況	非課税相当限度額 (収入額ベース)	非課税限度額 (所得額ベース)
0人	100.0万円	45.0万円
1人	156.0万円	101.0万円
2人	205.7万円	136.0万円
3人	255.7万円	171.0万円
4人	305.7万円	206.0万円
障害者、寡婦、ひとり親、未成年	204.3万円	135.0万円

次の世帯は給付対象外

- ・既に住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給を受けた世帯、または当該世帯の世帯主であった方を含む世帯
- ・住民税が課税されている方の扶養親族のみの世帯
- ・令和3年12月10日時点で日本国内に住民登録がない世帯

申請方法

①の対象世帯に「臨時特別給付金支給要件確認書」を郵送(今回新たに給付対象となる世帯には、7月1日(金)より順次発送)

①の中で令和3年1月2日以降に転入した世帯(世帯の中に転入者がいる場合も含む)・

②の世帯(家計急変世帯)は **申請が必要です** 「臨時特別給付金支給要件確認書」は送付しません

申請期限 **9月30日(金)** まで

申請書類は市HPからダウンロード可。
郵送を希望される方は、市コールセンターに連絡してください。

給付金に便乗した詐欺に注意

怪しい!! と思ったら

小金井警察署 ☎(042)381-0110
警察相談専用電話 #9110へ

詳しくは市HP 🔍検索
1027269をご覧ください



→生活福祉課(内342)

10月1日(土)開始 新たに義務教育就学児医療費助成制度を拡大

義務教育就学児医療費助成制度医療証(㊦医療証)をお持ちでない小学4年生～中学3年生の保護者に対し、7月中旬に申請書を郵送します。

甲 必要事項を記入のうえ、8月31日(水)までに郵送(必着)または直接子ども子育て支援課(市役所第2庁舎)へ ※㊦医療証は後日郵送

注 すでに㊦医療証をお持ちの場合は申請不要

ここが
変わります

小学4年生～中学3年生の保護者
9月30日(金)まで **所得制限 あり** → 10月1日(土)から **所得制限 なし**



義務教育就学児医療費助成制度とは

子育て世帯の経済的な負担を軽減するため、対象となる子が病気やけがなどで医療機関を受診した際、医療保険の自己負担分を市が助成する制度です。

対 市内在住の小・中学生(6歳に達した日の翌日以後の最初の4月1日～15歳に達した日以後の最初の3月31日)

→子ども子育て支援課(内378)